

京都市武道センター条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市条例第73号）（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）

京都市武道センターの次に掲げる施設の使用料の適正化を図るため、これらを次のとおり改定することとしました。

1 主競技場

(1) 使用料（超過使用料を除く。）

区 分				午 前		午 後		夜 間		全 日	
				改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
全面 使用	アマ チュ アス ポー ツ	入場料を 徴収しな い場合	休日等	16,000円	18,000円	24,000円	28,000円	34,000円	39,000円	74,000円	85,000円
			その他の日	12,000	14,000	18,000	21,000	26,000	30,000	56,000	65,000
		入場料を 徴収する 場合	休日等	54,000	62,000	78,000	90,000	108,000	124,000	240,000	276,000
			その他の日	42,000	48,000	60,000	69,000	84,000	97,000	186,000	214,000
	その他	入場料を 徴収しな い場合	休日等	180,000	207,000	260,000	300,000	360,000	415,000	800,000	922,000
			その他の日	140,000	161,000	200,000	230,000	280,000	323,000	620,000	714,000
		入場料を 徴収する 場合	休日等	252,000	290,000	346,000	399,000	504,000	581,000	1,102,000	1,270,000
			その他の日	200,000	230,000	280,000	323,000	392,000	452,000	872,000	1,005,000
	半面使用（1時間につき）	休日等		3,000	3,500	3,000	3,500	4,500	5,000		
		その他の日		2,500	3,000	2,500	3,000	3,500	4,000		

(2) 超過使用料

区 分				使用料（1時間につき）			
				午 後		夜 間	
				改正前	改正後	改正前	改正後
全面 使用	アマ チュ アス ポー ツ	入場料を徴 収しない場 合	休 日 等	7,000円	8,000円	10,000円	12,000円
			その他の日	5,000	6,000	8,000	9,000
	入場料を徴 収する場合	休 日 等	23,000	26,000	33,000	38,000	
		その他の日	18,000	21,000	26,000	30,000	
	その他	入場料を徴 収しない場 合	休 日 等	78,000	90,000	112,000	129,000
			その他の日	60,000	69,000	87,000	100,000
入場料を徴		休 日 等	106,000	122,000	157,000	181,000	

	収める場合	その他の日	85,000	98,000	122,000	141,000
--	-------	-------	--------	--------	---------	---------

2 補助競技場

(1) 使用料（超過使用料を除く。）

区 分			午 前		午 後		夜 間		全 日	
			改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
全面使用	アマチュアスポーツ	休日等	4,500円	5,000円	6,500円	7,500円	9,000円	10,000円	20,000円	22,500円
		その他の日	3,500	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000	15,500	18,000
	その他（1時間につき）	休日等	2,000	2,500	2,000	2,500	2,500	3,000		
		その他の日	1,500	2,000	1,500	2,000	2,000	2,500		

(2) 超過使用料

区 分		使用料（1時間につき）			
		午 後		夜 間	
		改正前	改正後	改正前	改正後
全面使用	休日等	2,000円	2,500円	2,500円	3,000円
	その他の日	1,500	2,000	2,000	2,500

3 旧武徳殿

(1) 使用料（超過使用料を除く。）

区 分		午 前		午 後		夜 間		全 日	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
休日等		5,000円	5,800円	7,300円	8,400円	10,000円	11,500円	22,300円	25,700円
その他の日		3,900	4,500	5,600	6,500	7,800	9,000	17,300	20,000

(2) 超過使用料

区 分		使用料（1時間につき）			
		午 後		夜 間	
		改正前	改正後	改正前	改正後
休日等		2,200円	2,500円	2,800円	3,300円
その他の日		1,700	2,000	2,200	2,600

4 弓道場

(1) 使用料（超過使用料を除く。）

区 分		午 前		午 後		夜 間		全 日	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
全面使用	休日等	5,000円	5,800円	7,300円	8,400円	10,000円	11,500円	22,300円	25,700円
	その他の日	3,900	4,500	5,600	6,500	7,800	9,000	17,300	20,000
部分使用	休日等	200	250	200	250	200	250		

(1人1時間につき)	その他の日	150	200	150	200	150	200		

(2) 超過使用料

区 分		使用料 (1時間につき)			
		午 後		夜 間	
		改正前	改正後	改正前	改正後
全面 使用	休 日 等	2,200円	2,500円	2,800円	3,300円
	その他の日	1,700	2,000	2,200	2,600

5 相撲場

(1) 使用料 (超過使用料を除く。)

区 分		午 前		午 後		夜 間		全 日	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
休 日 等		2,200円	2,500円	3,300円	3,800円	4,500円	5,200円	10,000円	11,500円
そ の 他 の 日		1,700	2,000	2,200	2,500	3,300	3,800	7,200	8,300

(2) 超過使用料

区 分		使用料 (1時間につき)			
		午 後		夜 間	
		改正前	改正後	改正前	改正後
休 日 等		900円	1,000円	1,300円	1,500円
そ の 他 の 日		700	800	900	1,100

6 会議室

(1) 使用料 (超過使用料を除く。)

区 分		午 前		午 後		夜 間		全 日	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
第1会 議室	競技場と併用する 場合	1,700円	2,000円	1,700円	2,000円	2,800円	3,200円	6,200円	7,200円
	そ の 他	2,800	3,200	3,900	4,500	4,500	5,200	11,200	12,900
第2会 議室	競技場と併用する 場合	600	700	600	700	1,100	1,300	2,300	2,700
	そ の 他	1,100	1,300	1,700	2,000	2,200	2,500	5,000	5,800

(2) 超過使用料

区 分		使用料 (1時間につき)			
		午後		夜間	
		改正前	改正後	改正前	改正後

第1会議室	競技場と併用する場合	600円	700円	900円	1,000円
	その他	1,100	1,300	1,500	1,700
第2会議室	競技場と併用する場合	200	据置き	300	400
	その他	400	500	700	800

(備考)

上記1から5までの表中「休日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいい、上記6の表中「競技場」とは、主競技場、補助競技場、旧武徳殿、弓道場及び相撲場をいいます。

この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。

なお、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例によることとして
います。

京都市武道センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榎本 頼兼

京都市条例第73号

京都市武道センター条例の一部を改正する条例

京都市武道センター条例の一部を次のように改正する。

別表第1備考以外の部分中

「

16,000円	12,000円	24,000円	18,000円	34,000円	26,000円	74,000円	56,000円
54,000	42,000	78,000	60,000	108,000	84,000	240,000	186,000
180,000	140,000	260,000	200,000	360,000	280,000	800,000	620,000
252,000	200,000	346,000	280,000	504,000	392,000	1,102,000	872,000
3,000	2,500	3,000	2,500	4,500	3,500		
4,500	3,500	6,500	5,000	9,000	7,000	20,000	15,500
2,000	1,500	2,000	1,500	2,500	2,000		

を

」

「

18,000円	14,000円	28,000円	21,000円	39,000円	30,000円	85,000円	65,000円
62,000	48,000	90,000	69,000	124,000	97,000	276,000	214,000
207,000	161,000	300,000	230,000	415,000	323,000	922,000	714,000
290,000	230,000	399,000	323,000	581,000	452,000	1,270,000	1,005,000
3,500	3,000	3,500	3,000	5,000	4,000		
5,000	4,000	7,500	6,000	10,000	8,000	22,500	18,000
2,500	2,000	2,500	2,000	3,000	2,500		

に、

5,000	3,900	7,300	5,600	10,000	7,800	22,300	17,300
5,000	3,900	7,300	5,600	10,000	7,800	22,300	17,300
200	150	200	150	200	150		
2,200	1,700	3,300	2,200	4,500	3,300	10,000	7,200
1,700		1,700		2,800		6,200	
2,800		3,900		4,500		11,200	
600		600		1,100		2,300	
1,100		1,700		2,200		5,000	

を

5,800	4,500	8,400	6,500	11,500	9,000	25,700	20,000
5,800	4,500	8,400	6,500	11,500	9,000	25,700	20,000
250	200	250	200	250	200		
2,500	2,000	3,800	2,500	5,200	3,800	11,500	8,300
2,000		2,000		3,200		7,200	
3,200		4,500		5,200		12,900	
700		700		1,300		2,700	
1,300		2,000		2,500		5,800	

に改める。

別表第2備考以外の部分中

7,000 円	5,000 円	10,000 円	8,000 円
---------	---------	----------	---------

23,000	18,000	33,000	26,000
78,000	60,000	112,000	87,000
106,000	85,000	157,000	122,000
2,000	1,500	2,500	2,000
2,200	1,700	2,800	2,200
2,200	1,700	2,800	2,200
900	700	1,300	900
600		900	
1,100		1,500	
200		300	
400		700	

を

」

「

8,000 円	6,000 円	12,000 円	9,000 円
26,000	21,000	38,000	30,000
90,000	69,000	129,000	100,000
122,000	98,000	181,000	141,000
2,500	2,000	3,000	2,500
2,500	2,000	3,300	2,600
2,500	2,000	3,300	2,600
1,000	800	1,500	1,100
700		1,000	
1,300		1,700	

に改める。

200	400
500	800

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)